

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会

諸規則

1. 会員の入会及び退会に関する規則
2. 会費等に関する規則

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会

代表理事 千葉 和喜

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会 会員の入会及び退会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会(以下「本協議会」という。)定款第5条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人又はスイミングクラブ・スポーツクラブ・スポーツ少年団等団体
- (2) 技術支援会員：水泳技術をはじめとするスポーツの技術全般及びコーチング等の指導技術を研究し、その成果を本協議会に提供することをもって本協議会の事業に協力するために入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員：本協議会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会手続)

第3条 本協議会の正会員又は技術支援会員、賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書(様式第1号)を、本協議会に提出しなければならない。

2 本協議会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本協議会の会員であった者で、本協議会の会員の資格を喪失してから5年以上経過していること。
 - (3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書(様式第2号)により、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿(様式第3号)に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、理事会の決議により定める会費等に関する規則によるものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会届(第4号様式)を提出して、任意に退会することができる。

2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。

3 定款第9条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合には、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(除名)

第7条 本協議会は、会員の代表者、責任者又は実質的に経営権を有するものが次の各号のいずれかに該当する場合、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)反社会的勢力に属すると認められるとき。

(2)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

(5)反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6)自ら又は第三者を利用して、本協議会又は本協議会の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

(7)会費を2年滞納したとき。

2 本協議会は、前項の規定により会員を除名した場合には、会員に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、かかる除名により本協議会に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。賠償額は本協議会と会員が協議して定める。

(再入会)

第8条 過去に本協議会の会員であった者(退会后5年以上経過している場合)で再入会を希望する場合には、第3条の規定を準用する。ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(個人情報の保護)

第9条 役員等及び会員(正会員・技術支援会員・賛助会員)は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規則は、2023年 6月 2日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会入会申込書

私(本団体)は、貴協議会の（ 正 ・ 技術支援 ・ 賛助 ）会員として入会したいので、（下記書類を添えて）申し込みます。

記

1 入会希望時期 年度(年 月)

2 団体設立年月日（団体の場合） 年 月 日

3 代表者として権利を行使する者(団体の場合)

氏名

住所

4 添付書類（必要に応じて）

5 入会金 円

年 月 日

〒

住所

氏名(団体名・代表者名)

印

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会 会長 様

第4号様式(第6条関係)

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会退会届

私(本団体)は、貴協議会の（ 正・技術支援・賛助 ）会員を退会したいので届出ます。

退会予定期日 年 月 日

年 月 日

住所(主たる事務所の所在地)

氏名(団体名・代表者名)

印

(電話・FAX)

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会 会長 様

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条に定める正会員、技術支援会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会(以下「本協議会」という。)の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 入会金 個人会員 10,000円
団体会員 20,000円
(入会時に入会申込書に添えて納入する。)

(2) 正会員会費 個人会員 2,000円(年間)
団体会員 5,000円(年間)
(理事会の決議により、必要に応じて納入するものとする。)

(3) 技術支援会員会費 技術支援会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(4) 賛助会員会費 個人会員 5,000円(1口)
団体会員 10,000円(1口)

2 本協議会の事業年度(4月1日より翌年3月31日)をもって、各会員の年間会費の期間とする。

3 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認月が上半期(4月から9月まで)の場合は年間会費の全額とし、下半期(10月から翌年3月まで)の場合は年間会費の半額とする。

4 正会員の会費については管理部門のために使用し、賛助会員の会費は、毎事業年度における額の50%以上を当該年度の事業に使用する。

(会費等の納入)

第3条 本協議会に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を本協議会所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として、本協議会が定める方法により納入しなければならない。

3 正会員、技術支援会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳(別紙)に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務等)

第4条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 本協議会は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、会費等に関する必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規則は、2023年 6月 2日から施行する。

別紙(第3条関係)

会費台帳

会員氏名

区 分	納入年月日	金 額	摘 要
年度分			

注)摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。